

東京外国語大学国際日本学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程

〔平成31年3月19日  
規則第54号〕

改正 令和3年1月13日国際日本学部規則第2号  
令和4年2月9日国際日本学部規則第6号  
令和5年1月11日国際日本学部規則第2号  
令和5年12月13日国際日本学部規則第5号  
令和6年2月27日規則第22号  
令和6年3月26日規則第57号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和52年4月1日制定。以下「学則」という。）第21条及び第36条第2項に基づき、東京外国語大学国際日本学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程（平成31年規則第53号）に規定する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等について必要な事項を定めるものとする。

(卒業所要単位数)

第2条 学則第36条第1項に定める卒業所要単位数125単位は、次に掲げる授業科目の区分により修得しなければならない。

- (1) 基礎科目 1単位
- (2) 教養科目 15単位以上
- (3) 言語科目 30単位以上
- (4) 協働実践科目 4単位～6単位
- (5) 導入科目 10単位
- (6) 概論科目 12単位以上
- (7) 専門科目 32単位以上
- (8) 卒業研究 8単位
- (9) 関連科目 0単位以上

2 単位の計算方法は、学則第22条に定めるところによる。

(履修方法等)

第3条 前条各号に定める区分の授業科目の履修年次及び最低修得単位数は、別表1のとおりとする。

(言語科目の履修制限)

第4条 言語科目の基礎日本語科目、GLIP英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目は、原則として次の場合、履修することはできない。

- (1) 各言語の母語話者による教養外国語科目及び諸地域言語科目の履修
- (2) 日本語母語話者による基礎日本語科目の履修
- (3) 英語母語話者によるGLIP英語科目の履修

(専門科目の専門演習の履修)

第5条 専門科目の専門演習は、第3年次以降に8単位を必修するものとする。

(専門科目の卒業研究演習の履修)

第6条 卒業研究演習は、第4年次に指導教員の指導のもとで4単位必修するものとする。

(卒業研究)

第7条 卒業研究は論文執筆等により、第4年次に8単位を必修するものとする。

(関連科目)

第8条 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

(教職科目)

第9条 教育職員免許状の授与を受ける場合に必要な科目は、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第66条の6に規定する科目の単位を含め、別表2から別表5に掲げるところにより、それぞれ必要単位数を修得するものとする。

(日本語教師養成プログラムに関する科目)

第9条の2 日本語教師養成プログラムにおける、登録日本語教員の資格取得に係る日本語教員試験のうち基礎試験の免除を受ける場合に必要な科目は、別表6に掲げるところにより、必要単位数を修得するものとする。

(履修登録の制限)

第10条 履修登録は、年間50単位を上限とする。ただし、第3年次編入学生及び教職課程を履修する学生については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、前年度において30単位以上を修得し、かつ、その成績のGPAが3.0以上の学生については、年間54単位を上限とすることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、各授業の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に在学する学生に係る教職に関する科目の内、改正前の別表3に定める「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」を修得した場合は、改正後の別表3に定める事項「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法」を満たしたものとみなす。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、令和6年3月31日に在学する学生に係る授業科目の履修方法、卒業所要単位等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する学生に係る日本語教師養成プログラムに関する科目のうち、選択必修科目の履修方法については、別表6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる科目をすべて履修し、合計10単位を修得するものとする。
  - (1) 「日本語学入門」又は「日本語学基礎」から2単位
  - (2) 「日本語学概論1」又は「日本語を教えるための日本語学1」から2単位
  - (3) 「日本語学概論2」又は「日本語を教えるための日本語学2」から2単位
  - (4) 「日本語教育学概論1」又は「日本語教育学基礎1」から2単位
  - (5) 「日本語教育学概論2」又は「日本語教育学基礎2」から2単位

別表1（第2条関係）

履修年次及び最低修得単位数

|                                 | 授業科目群   | 授業科目区分  | 標準履修年次          | 最低修得単位数 |
|---------------------------------|---------|---|-----------------|---------|
| 世<br>養<br>プ<br>ロ<br>グ<br>ラ<br>ム | 基礎科目    | 基礎科目  | 第1年次春学期・第2年次春学期 | 1単位     |
|                                 | 教養科目    | 現代教養科目<br>自然科学系科目<br>教養日本力科目<br>スポーツ身体科目<br>世界言語科目<br>キャリア・協働科目<br>臨地学修科目 | 第1年次春学期～第4年次秋学期 | 15単位以上  |
|                                 | 言語科目    | 基礎日本語科目   | 第1年次春学期～第4年次秋学期 | 30単位以上  |
|                                 |         | 専門日本語科目   |                 |         |
|                                 |         | GLIP英語科目  |                 |         |
| 教養外国語科目                         |         |   |                 |         |
|                                 | 諸地域言語科目 |   |                 |         |
| 専<br>修<br>プ<br>ロ<br>グ<br>ラ<br>ム | 協働実践科目  | 多文化協働科目   | 第1年次春学期・秋学期     | 2単位     |
|                                 |         | 社会連携科目  | 第2年次春学期～第4年次秋学期 | 2単位～4単位 |
|                                 | 導入科目    | 導入科目  | 第1年次春学期・秋学期     | 10単位    |
|                                 | 概論科目    | 概論科目  | 第2年次春学期～第4年次秋学期 | 12単位以上  |

|         |         |  |              |
|---------|---------|--|--------------|
| 専門科目    | 講義・専門演習 | [講義]<br>第3年次春学期～第4年次<br>秋学期<br><br>[専門演習]<br>第3年次春学期・秋学期 | 28単位以上<br>※1 |
|         | 卒業研究演習  | 第4年次春学期・秋学期  | 4単位          |
| 卒業研究    |         | 第4年次春学期・秋学期  | 8単位          |
| 関連科目 ※2 |         |  | 0単位以上        |
| 卒業所要単位  |         |  | 125単位        |

※1 専門演習8単位を含むこととする。

※2 他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

別表2（第9条関係）

教科及び教科の指導法に関する科目（国語科）

| 教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 |                        |  | 最低修得単位数                                 |
|----------------------|------------------------|--|---|
| 教科及び教科の指導法に関する科目     | 教科に関する専門的事項            | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）                        | 開設されている科目から左記の各区分科目について、それぞれ1単位以上 計20単位 |
|                      |                        | 国文学（国文学史を含む。）                                    |   |
|                      |                        | 漢文学  |   |
|                      |                        | 書道（書写を中心とする。） ※                                  |   |
|                      | 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） | 開設される国語科教育法を中学校教諭一種免許状の場合は8単位、高等学校教諭一種免許状の場合は4単位 |   |

※書道は中学校教諭一種のみ必修

別表3（第9条関係）

教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目

| 教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 |                      | 左記に対応する開講授業科目 | 単位 |
|----------------------|----------------------|---------------|----|
| 科目                   | 左記の各科目に含めることが必要な事項   |               |    |
| 教育の基礎的理解に関する         | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育基礎論1        | 2  |

|                                     |   |                         |   |
|-------------------------------------|---|-------------------------|---|
| 科目                                  | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）              | 教師論                     | 2 |
|                                     | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | 学校教育社会学                 | 2 |
|                                     | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        | 学習心理学                   | 2 |
|                                     | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    | 特別支援教育                  | 1 |
|                                     | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）             | 教育課程論                   | 1 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法                                    | 道徳教育指導論                 | 2 |
|                                     | 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法<br>特別活動の指導法          | 特別活動及び総合的な学習の時間指導法      | 2 |
|                                     | 教育の方法及び技術                                     | 教育方法・技術論（情報通信技術の活用を含む。） | 2 |
|                                     | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法                          |                         |   |
|                                     | 生徒指導の理論及び方法                                   | 生徒指導論                   | 2 |
|                                     | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法            | 教育相談                    | 2 |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                 | 進路指導・キャリア教育論                                  | 2                       |   |
| 教育実践に関する科目                          | 教育実習  | 教育実習（中・高）               | 5 |
|                                     |   | 教育実習（高）                 | 3 |
|                                     | 教職実践演習  | 教職実践演習（中・高）             | 2 |

別表4（第9条関係）

大学が独自に設定する科目

| 大学が独自に設定する科目 | 授業科目名 | 単位 |
|--------------|-------|----|
|--------------|-------|----|

|  |          |   |
|--|----------|---|
|  | 教育基礎論 2  | 2 |
|  | 教育社会学 1  | 2 |
|  | 人間科学研究 1 | 2 |
|  | 国際教育論 2  | 2 |
|  | こころの科学 1 | 2 |
|  | こころの科学 2 | 2 |
|  | 道徳教育指導論  | 2 |

備考 1 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は 1 2 単位、中学校教諭一種免許状を取得する場合は 4 単位を修得すること。

備考 2 教育職員免許法第 5 条第 1 に規定する「大学が独自に設定する科目」の修得単位に次の科目を充てることができる。

- ① 最低修得単位数を超えて修得した「教科に関する専門的事項」の単位
- ② 最低修得単位数を超えて修得した「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位（ただし、高等学校教諭一種免許状を取得する学生が履修した場合）
- ③ 最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち本学における最低修得単位数を超えて修得した単位
- ④ 「大学が独自に設定する科目」のうち、高等学校教諭一種免許状を取得する学生が「道徳教育指導論」を修得した場合

別表 5（第 9 条関係）

教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 6 6 条の 6 に規定する科目

|  |                            |    |
|--|----------------------------|----|
| 教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 6 6 条の 6 に規定する科目 | 授業科目名                      | 単位 |
|  | 憲法 1 又は憲法 2                | 2  |
|  | スポーツ 1・2、舞踊 1・2、体力づくり 1・2  | 2  |
|  | 情報技法 1 又は情報技法 2            | 2  |
|  | 英語 A 1～A 4、専攻言語（英語）Ⅲ－1～Ⅲ－4 | 2  |

別表 6 (第 9 条の 2 関係)

日本語教師養成プログラムに関する科目

| 授業科目区分 | 最低修得単位数 |
|--------|---------|
| 選択必修科目 | 10 単位 ※ |
| 必修科目   | 18 単位   |

※ 選択必修科目①又は選択必修科目②のすべての開設されている科目の単位を修得すること。